

論文審査の結果の要旨

氏名：町山太郎

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会文化）

論文題名：「幼児の運動能力調査」の歴史的研究

—調査方法の歴史の変容に着目して—

審査委員：（主査） 教授 北野秋男 ㊞

（副査） 教授 眞邊一近 ㊞ 教授 古賀 徹 ㊞

〈論文審査要旨〉

1. 本論文の構成

本論文の目的は、これまでの先行研究にはなかった、いわば我が国初の幼児の運動能力調査を戦後から現代までを歴史的に時期区分し、その調査内容の実態を解明したものである。またこうした幼児の運動能力調査における教育的・社会的意義を明らかにすることも重要な課題となっている。本論文の研究方法は、各時代における幼児の運動能力調査を、その調査内容から時期区分したものであるが、その際の分析項目は共通基準として「調査方法」（目的、実施主体、年代、規模、検査項目など）、「分析方法」（結果の分析、結果の分析の際に用いる諸条件の設定、他の項目との相関関係など）、「結果公表の仕方」（結果内容を、どのように公表し、どのように役立てるのか）などを設定し、各調査の特徴や差異を解明することであった。

本論文における具体的な研究課題は、次の3つの事柄が挙げられる。

第1には、戦後から現代までの幼児の運動能力調査を、その調査内容から3期に時期区分し、各時代における運動能力調査の特徴と差異を示し、その歴史的展開を体系的・構造的に把握することである。また、各時代における幼児の運動能力調査の教育的・社会的意義も解明することである。

第2には、幼児の運動能力調査の起源を、1940年代に開発された「児童母性研究会」と「労働科学研究所労働心理学研究室」による運動能力調査、並びに1950年代から開発された「東京教育大学体育心理学研究室」の運動能力調査とし、これら3つの運動能力調査の「調査方法」「分析方法」「結果公表の仕方」などを詳細に分析し、かつ比較検討を行うことである。

第3には、全国的な幼児の運動能力調査に加え、1973（昭和48）年に全国的に見ても稀有な県独自で悉皆調査を行った石川県の運動能力調査、1980（昭和55）年度より2019（平成31）年まで14回にわたって継続的に実施された東京都の運動能力調査を取り上げ、都道府県単位でも幼児の運動能力調査が行われていた実態を解明することである。

本文はA4版（40字×36行）で88頁である。本論文の構成は、以下の通りである。

序 章 研究の目的と課題	1
第1節 幼児の運動能力調査の現状	1
第2節 幼児の運動能力調査の始まりと展開	2
第3節 幼児の運動能力調査の構造転換	3
第4節 幼児の運動能力調査の時期区分	5
第5節 本研究の課題と方法	8
第6節 先行研究の整理	9
第1章 2000年代の幼児の運動能力調査の特徴と課題	11
第1節 2000年代の幼児の運動能力調査の分類	11
第2節 2000年代の幼児の運動能力調査の分類ごとの実態	13
第3節 2000年代に行われた運動能力調査の影響	19
本章のまとめ	20
第2章 幼児の運動能力調査の開始と展開	23
第1節 児童母性研究会の運動能力調査	23
第2節 労働科学研究所労働心理学研究室の運動能力調査	26
第3節 東京教育大学体育心理学研究室の運動能力調査	28

第4節 幼児の運動能力調査の歴史的展開の整理	32
本章のまとめ	34
第3章 幼児の運動能力調査の全国調査の開始と展開	36
第1節 全国調査の開始と項目の検討	36
第2節 全国調査と運動能力の発達要因の検討	37
第3節 全国調査の歴史的展開の整理と課題	44
本章のまとめ	46
第4章 幼児の運動能力調査の実施内容の変容	48
第1節 幼児の運動能力調査の目的の変容	48
第2節 幼児の運動能力調査の項目の変容	51
第3節 幼児の運動能力調査の実施主体の変容	55
第4節 運動能力調査の実施による社会的影響	57
本章のまとめ	60
第5章 社会調査としての幼児の運動能力調査	65
第1節 石川県による幼児を対象とした悉皆調査の影響と課題	65
第2節 東京都教育委員会による継続的な幼児の運動能力調査の影響と課題	68
第3節 社会調査としての運動能力調査の利活用と課題	70
本章のまとめ	72
終章	75
第1節 結論	75
第2節 残された課題	80
引用文献	82

資料

幼児の運動能力調査の一覧表

2. 本論文の概要

上記の構成に従って、本論文の概要について紹介する。序章は、本研究の目的及び意義と方法を明らかにする。

第1章では、2000年代における全国調査の「MKS 幼児運動能力検査」、ならびに結果比較を意図した多くの調査・研究において「MKS 幼児運動能力検査」が使用されていたことを論証した。しかし、幼児の運動能力検査が完全に標準化されていたわけではなく、独自の運動能力検査項目を用いる研究もあり、そうした多様な検査を分類・整理した。2000年代の運動能力調査は、運動能力と各発達要因との相関が検討されているが、必ずしも因果関係は明確には示されず、幼児の運動能力の発達に関する構造分析は今後の課題でもあった。

第2章では、「児童母性研究会」によって作られた幼児の運動能力調査の規準を示すとともに、その後の「労働科学研究所労働心理学研究室」や「東京教育大学体育心理学研究室」による運動能力調査を取り上げ、我が国の運動能力調査の起源と経緯を解明した。

第3章では、1968（昭和43）年に初の全国調査となった「東京教育大学体育心理学研究室」の運動能力調査、ならびに2004（平成14）年に名称変更となった「MKS 幼児運動能力検査」を取り上げ、幼児の運動能力の低下傾向、運動能力の発達に関連する諸要因、トレーニング効果や運動プログラムの開発などを目的とした調査・研究が行われたことを解明した。

第4章では、3期に区分した幼児の運動能力調査の実施内容の目的や特徴を時代ごとに明らかにした。各時代の代表的な運動能力調査を取り上げながら、その実施主体、実施規模、検査項目の妥当性の検証や規準作りに着目し、その社会的影響を考察した。

第5章では、全国的な運動能力調査に加え、石川県と東京都の運動能力調査の事例を取り上げ、都道府県単位でも幼児の運動能力調査が行われた実態を解明した。

終章は、幼児の運動能力調査を歴史的に時期区分し、その実施内容の実態解明を行ない、その教育的・社会的意義や影響を明らかにした。

3. 本論文の成果と問題点

本論文の成果、及び学術的意義については、以下の点が指摘される。

第1には、我が国の幼児の運動能力調査を戦後から現代までを歴史的に時期区分したことであり、各時期区分の特徴を運動能力調査の実施内容から分析・整理し、その体系化・構造化を試みたことである。我が国初の運動能力調査の歴史的な時期区分であった。本論文で指摘された各時代の特徴は、以下のように指摘された。

「第1期」(昭和20年代～昭和30年代)は、幼児の運動能力調査の起源として、「児童母性研究会」「労働科学研究所労働心理学研究室」「東京教育大学体育心理学研究室」の運動能力調査の開発経緯を詳細に分析している。これら3つの運動能力調査は、運動能力を単に身体能力として捉えるのではなく、心理面が影響するものとして捉え方で共通し、それ以降の我が国の運動能力調査の礎を築くものとなった。

「第2期」(昭和40年代～昭和60年代)は、「東京教育大学体育心理学研究室」の松田ら(1968)の調査が初の全国規準によって全国調査を行うものであり、対象児の運動能力の発達段階を解明した点であった。この運動能力調査の規準は、調査項目の検討や精査が各研究者によって度々行われると同時に、運動能力の構造についても、新たな検討が行われた時代であった。いわば、幼児の運動能力を科学的に捉えようとする動きが見られたことが特徴的であった。

「第3期」(平成元年代～平成30年代)は、運動能力とその他の要因との関連についての研究、運動指導の効果、運動能力の発達要因についての研究が顕著になった時期であった。運動能力と関連が検討された発達要因としては、年齢差・性差といった「身体的要因」、歩数・運動強度といった「運動経験」、保護者、環境といった「外的要因」など多岐にわたり、次第に科学的で本格的な運動能力に関する調査・研究へと発展したことが指摘できる。

第2の本論文の成果、及び学術的意義は、幼児の運動能力調査の「教育的・社会的影響」を解明したことであった。とりわけ、第3期の2008(平成20)年から開始された「東京教育大学体育心理学研究室」の運動能力調査及びその後継である「MKS運動能力検査」の実施は本格的な全国調査であり、その教育的・社会的影響も甚大であった。同調査は、運動能力調査項目の全国規準を示したことで、結果分析においても全国的な比較検証が可能となり、幼児の運動能力の発達傾向を解明することが可能となった。2000年代に実施された運動能力調査では、幼児の運動能力の低下に言及し、幼児の運動能力の向上に繋げるための課題の検討をした教育意義を見出せる調査・研究が多かった。こうした調査・研究の結果、保育に根差した運動プログラムの開発の検討やトレーニング効果を検証する試みが行われた研究成果も見出される。他方、国の政策では、こうした調査・研究の成果に基づいて、2011(平成23)年に幼児期運動指針が初めて策定され、千葉県・滋賀県・奈良県などでは幼児期運動指針に対応した県独自の施策も試みている。

第3には、全国的な幼児の運動能力調査に加え、これまでの先行研究では着目されてこなかった石川県と東京都といった都道府県単位の運動能力調査の実態と一次史料を発掘したこと、ならびに調査実施者へのインタビューを行なった点である。

以上のような本論文の学術的な意義や独創性があるとはいえ、本論文の今後の研究課題も残されている。第1には、幼児の運動能力調査の標準化と科学性の問題である。その際の視点は、調査項目と調査結果の分析方法が問題となり、どのような規準で、何が分析されたかが問われるべきである。そして、運動能力調査の実施の際に、単に体育関係者や心理学研究者だけでなく、統計処理の専門家、幼児教育・教育評価などの専門家が加わり、科学的な手法で調査項目や分析項目が設定されていたか否かを判断する必要がある。この問題の解明なくしては、学力調査と同様に、全国調査は行われるものの、その実施の意味や社会的な影響は限定的なものとなる。第2には、本論文では全国調査に加え、都道府県単位で実施された石川県・東京都の事例が言及されたが、こうした都道府県単位の調査・研究が他の県でもあったか否かの全国調査も必要となる。もしも、この都道府県単位での実施状況が解明可能であれば、本研究の学術的意義も格段と上昇し、我が国では前例のない独創的な研究となる。

本論文は、以上のような課題が残されているとは言え、一次史料に基づく実証的な研究内容は高く評価されるべきである。審査員一同は、本論文が当該分野の研究に寄与するに十分な成果を挙げたものと判断する。よって本論文は、博士(総合社会文化)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

令和3年1月31日